

令和2年中の少年非行等の状況について

1 非行少年の状況

【※ 北海道警察の統計資料を基に作成】

	総数	刑法犯			特別法犯			ぐ犯年 少年	不良 少年
		小計	犯罪 少年	触法 少年	小計	犯罪 少年	触法 少年		
H27年	1,746	1,573	1,066	507	164	147	17	9	14,926
H28年	1,507	1,331	887	444	175	153	22	1	14,373
H29年	1,453	1,308	809	499	142	128	14	3	15,632
H30年	1,280	1,134	751	383	146	135	11	0	14,241
R元年	1,135	1,005	674	331	125	117	8	5	13,530
R2年	967	815	544	271	149	133	16	3	11,182
前年比	-168	-190	-130	-60	24	16	8	-2	-2,348

刑法犯罪種別								
	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯 (うち万引き)	知能犯	風俗犯	その他	
H27年	1,573	22	175	937 (614)	19	34	386	
H28年	1,331	14	133	810 (562)	9	30	335	
H29年	1,308	16	141	861 (614)	13	29	248	
H30年	1,134	13	132	725 (491)	21	41	202	
R元年	1,005	18	160	609 (430)	26	27	165	
R2年	815	12	107	537 (358)	7	23	129	
前年比	-190	-6	-53	-72 -72	-19	-4	-36	

刑法犯学職別								
	総数	未就学	学生・生徒				有職 少年	無職 少年
			小学生	中学生	高校生	その他の学生		
H27年	1,573	1	263	466	435	113	198	97
H28年	1,331	0	248	328	385	94	175	101
H29年	1,308	1	320	320	337	105	144	81
H30年	1,134	1	252	257	347	87	127	63
R元年	1,005	0	214	215	286	62	164	64
R2年	815	0	193	140	229	48	136	69
前年比	-190	±0	-21	-75	-57	-14	-28	5

不良行為種別								
	総数	深夜はいかい	喫煙	飲酒	粗暴行為	家出	怠学	その他
H27年	14,926	5,306	4,503	1,479	1,075	469	173	1,921
H28年	14,373	4,656	4,737	1,628	1,072	456	183	1,641
H29年	15,632	5,015	4,318	1,727	1,292	556	214	2,510
H30年	14,241	4,540	3,946	1,600	1,208	571	196	2,180
R元年	13,530	3,812	3,766	1,781	1,358	566	189	2,058
R2年	11,182	2,981	3,356	1,473	1,470	494	153	1,255
前年比	-2,348	-831	-410	-308	112	-72	-36	-803

- ◆非行少年の総数は967人で前年比168人(14.8%)減少した。
- ◆刑法犯で検挙・補導された少年は815人で前年比190人(18.9%)減少、特別法犯は149人で前年比24人(19.2%)増加した。
- ◆刑法犯罪種別のうち窃盗犯が537人と全体の6割以上を占め、そのうち約7割が万引きであった。
- ◆不良行為少年数は11,182人で、前年比2,348人(13.5%)減少。深夜はいかいと喫煙で全体の約6割を占めている。

2 薬物乱用少年の状況

	総数	大麻法	覚取法	毒劇法	麻向法
H27年	10	6	4	0	0
H28年	6	3	3	0	0
H29年	3	2	1	0	0
H30年	19	15	4	0	0
R元年	18	17	1	0	0
R2年	36	34	1	0	1
前年比	18	17	±0	±0	1

学職別						
	総数	学生・生徒			有職少年	無職少年
		中学生	高校生	その他の学生		
H27年	10	1	0	0	3	6
H28年	6	0	1	0	2	3
H29年	3	0	1	0	1	1
H30年	19	1	1	3	7	7
R元年	18	0	1	2	14	1
R2年	36	0	4	4	19	9
前年比	18	±0	3	2	5	8

- ◆増加した特別法犯のうち、薬物乱用少年の増加が特に際立っている。
- ◆中でも、大麻取締法による検挙人数が34人と際立っており、前年比17人増加した。
- ◆薬物乱用の学職別では、有職・無職少年が28人と全体の約8割を占めている。

3 福祉犯の被害状況(被害者数)

	総数	(うちSNS に起因)	児童 福祉法	売春 防止法	風営適 正化法	児童買春 ・ポルノ法	道育成 条例	その他 特別法
H27年	201	(63)	19	1	25	65	66	25
H28年	179	(72)	13	5	16	75	59	11
H29年	214	(103)	23	3	10	98	71	9
H30年	211	(99)	6	2	4	110	73	16
R元年	251	(136)	8	2	17	115	94	15
R2年	199	(99)	4	1	22	77	85	10
前年比	-52	-37	-4	-1	5	-38	-9	-5

学職別									
	総数	未就学	児童・生徒・学生				有職少年	無職少年	
			小学生	中学生	高校生	その他の学生			
H27年	201	0	4	55	96	1	23	22	
H28年	179	0	4	59	77	0	22	17	
H29年	214	2	9	70	99	1	17	16	
H30年	211	1	38	40	98	4	14	16	
R元年	251	22	8	70	118	0	21	12	
R2年	199	2	6	46	114	1	18	12	
前年比	-52	-20	-2	-24	-4	1	-3	±0	

- ◆福祉犯の被害少年は199人で、被害少年のうち99人がSNSの利用に起因する被害となっており、その割合は増加傾向にある。
- ◆被害少年のうち中学生・高校生で全体の8割以上を占めている。

参考資料(用語解説)

- 少年 … 20歳未満の者をいう。
- 犯罪少年 … 罪を犯した14歳以上20歳未満の者をいう。
- 触法少年 … 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう。
- ぐ犯少年 … 保護者の正当な監督に服さない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。
- 非行少年 … 犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。
- 不良行為少年 … 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
- 福祉犯 … 少年の福祉を害する犯罪をいう。
- 刑法犯 … 「刑法」に規定する罪などをいう。
- 特別法犯 … 一般的に「刑法犯」以外のもので、銃刀法、覚せい剤取締法などをいう。

【薬物乱用 ～ 罪名】

- 大麻法 ～ 大麻取締法違反
- 覚取法 ～ 覚醒剤取締法違反
- 毒劇法 ～ 毒物及び劇物取締法違反
- 麻向法 ～ 麻薬及び向精神薬取締法違反